

意見案第3号

平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めている。また、総務省の平成24年就業構造基本調査によると、道内の非正規労働者数は約96万人で、雇用労働者の約43%と全国で2番目に高い。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表者等で作る「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1000円を目指す」との合意がなされ、こうした背景を踏まえ、北海道地方最低賃金審議会においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意に配慮している旨を答申しているところであり、平成29年度の本道最低賃金は初めて800円台を確保する810円に改定された。

こうした中、地域の経済・企業・雇用動向等の影響を勘案しつつも、最低賃金制度が道内労働者の有効なセーフティネットとして十分に機能するよう、事業所に対する指導監査の強化及び最低賃金制度の履行の確保は極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、平成30年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 最低賃金については、経済財政運営と改革の基本方針2018や未来投資戦略2018などにおいても引き上げを目指していることから、景気状況に配慮しつつ北海道地方最低賃金審議会の審議を尽くすとともに、デフレ脱却と経済の好循環の実現を図るため、本来あるべき水準への最低賃金の引き上げについて、政労使一体となった取り組みを進めること。
- 2 道内事業所に対する指導監督を強化するなどし、最低賃金制度の確実な履行を図ること。
- 3 最低賃金の引き上げに際し、深刻化する人手不足が生じている本道の労働市場の状況を十分に踏まえて、中小企業が行う生産性の向上に資する整備投資などの取り組みを強力に支援するとともに、安定的で継続的な経営が可能となる対策を講ずること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
北海道労働局長

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨